

○鹿部町空き家改修支援補助金交付要綱

令和6年3月18日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を有効活用し定住を促進するため、鹿部町空き家等対策計画に基づき、鹿部町への定住を目的に空き家の改修を行う場合に、鹿部町空き家改修支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、鹿部町補助金等交付規則(昭和57年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 鹿部町内にある建築後10年を超える居住の用に供する一戸建ての住宅(居住部分と非居住部分がつながっている建物の場合は、居住用部分に限る。)をいう。
- (2) 改修 住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるために必要な修繕又は模様替えのことをいう。
- (3) 所有者 居住物件を所有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業に係る空き家に10年以上居住しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町外から町内に転入しようとする者(法人を除く。)で現に継続して3年以上町外に住所を有している者又は既に本町に転入している者(法人及びこの要綱の施行日以前において本町に転入した者を除く。)であって、本町へ転入した際に継続して3年以上町外に住所を有し、かつ、本町に転入後3年未満である者
- (2) 空き家の居住前に本町の住民基本台帳に記載されていた者で、空き家の居住前に賃貸住宅に居住していた者又は親族と同居している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けたもの
- (2) 補助対象者及び当該物件に入居する世帯員が市区町村税等を滞納している場合又は鹿部町特定滞納者等に対する制限措置に関する条例(令和2年条例第6号。)に規定する特定滞納者等に該当する場合

- (3) 鹿部町暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第2号又は第3号に該当するもの
- (4) 3親等以内の親族から当該物件を購入又は賃貸している場合
- (5) 当該補助金の交付対象となる空き家以外の住宅を所有している場合
(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる改修工事(以下「補助対象工事」という。)は、定住することを目的とする工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者が施工する工事
 - ア 建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者
 - イ 北海道住宅リフォーム推進協議会の事業者登録制度に登録している事業者
 - ウ 住宅瑕疵担保責任保険に事業者登録している事業者
- (2) 補助対象工事の金額(消費税及び地方消費税を含む。)が、50万円以上の工事
- (3) 補助金交付決定日以降に着手し、交付決定日の属する年度の12月末日までに完了する工事

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

補助対象経費	補助金額
空き家の改修に要する経費(消費税を含む)	3分の2に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とし、100万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象としない。

- (1) 建物の解体及び除却のみを行う工事
- (2) カーテン、家具及び調度品等の購入並びに設置
- (3) 家庭用電化製品の購入及び設置
- (4) 太陽光発電設備の設置
- (5) 電話及びインターネットの接続配線工事(更新及び修繕を含む)
- (6) 維持管理とみられる工事(点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理)
- (7) 造園、外構工事、付属建物(車庫など)の設置又は改修
- (8) 浄化槽、給排水等の外回りの工事
- (9) 家電リサイクル対象品の処分
- (10) その他町長が不適切と認めるもの

3 補助対象工事について、国、北海道又は町の制度による他の補助、助成等を受ける場合

は、原則として当該工事は補助金の交付の対象としない。

- 4 前項に規定する補助、助成等を受ける場合において、当該補助、助成等の対象となる工事と補助対象工事とを明確に区分することができ、かつ、町長が他の補助、助成等と重複しないと認める場合は前項の規定にかかわらず補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿部町空き家改修支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯全員の町税の納税証明書(町外に居住するものにあつては、居住地における市区町村税の納税証明書)
- (3) 改修工事に係る見積書の写し
- (4) 改修工事に係る設計図(施工予定図)及び仕様書の写し
- (5) 改修工事箇所の着手前写真
- (6) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 誓約書(別紙(様式第1号関係))
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条の規定により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して鹿部町空き家改修支援補助金不交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、鹿部町空き家改修支援補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、当該補助事業の内容等の変更が軽微であると町長が認めたときは、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による変更申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定して当該変更申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後1か月以内又は交付決定日の属する年度の12月末日のいずれか早い日までに、鹿部町地空き家改修支援補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る契約書の写し
 - (2) 改修工事に係る請求書又は支払いを証明できる書類の写し(明細が明らかなもの)
 - (3) 改修工事前後の状況を確認できる写真
 - (4) 補助事業者が、申請の空き家に入居したことを確認できる住民票の写し
 - (5) その他町長が必要と認めるもの
- (補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条の規定により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の交付すべき補助金の額は、交付決定額を超えることができないものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、鹿部町空き家改修支援補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 完了日から10年を経過する日までに、改修等を行った物件から自己の都合によって転居したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、鹿部町空き家改修支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて

その返還を命ずるものとする。この場合において、前条第1項第4号の規定により交付決定の取消しをしたときは、完了日から改修等を行った物件に居住していた期間に応じ、次の表に定める額を返還させることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

完了日から改修等を行った物件に居住した期間	返還を求める額
1年未満	交付決定額の100分の100
1年以上2年未満	交付決定額の100分の90
2年以上3年未満	交付決定額の100分の80
3年以上4年未満	交付決定額の100分の70
4年以上5年未満	交付決定額の100分の60
5年以上6年未満	交付決定額の100分の50
6年以上7年未満	交付決定額の100分の40
7年以上8年未満	交付決定額の100分の30
8年以上9年未満	交付決定額の100分の20
9年以上10年未満	交付決定額の100分の10

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を請求するときは、鹿部町空き家改修支援補助金返還請求書(様式第7号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日要綱第20号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

鹿部町長 様

申請者

住所

氏名

印

鹿部町空き家改修支援補助金交付申請書

鹿部町空き家改修支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

入居者	住所			
	フリガナ		連絡先	
	氏名		(電話)	
事業実施場所 (空き家所在地)				
改修の内容 (具体的に)				
事業費	改修に要する 経費 (見積金額)	円	補助対象 経費	円
補助金申請額		円		
事業実施期間		年 月 日	～	年 月 日
※添付書類				(確認欄)
世帯全員の住民票の写し				<input type="checkbox"/>
世帯全員の市区町村税の納税証明書				<input type="checkbox"/>
改修工事に係る見積書の写し				<input type="checkbox"/>
改修工事に係る設計図 (施工予定図) 及び仕様書の写し				<input type="checkbox"/>
改修工事箇所の着手前写真				<input type="checkbox"/>
売買契約書又は賃貸借契約書の写し				<input type="checkbox"/>
誓約書 (別紙 (様式第1号関係))				<input type="checkbox"/>
その他町長が必要と認めるもの				<input type="checkbox"/>

別紙（様式第1号関係）

誓約書

私は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の10年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても意義は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業の完了した日から10年を超えて改修等を行った物件に居住すること。
- 2 当該物件を所有、又は所有者と賃貸借契約を交わしており改修等の承諾を得ていること。
- 3 補助事業の完了した日から10年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供しないこと。
- 4 申請者及び当該物件に入居する世帯員が町税等を滞納していない者であること。
- 5 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- 6 鹿部町暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員又は第3号の暴力団関係事業者
に該当しないこと。

年 月 日

鹿部町長 様

申請者
住 所

氏 名

年 月 日

住 所
氏 名 様

鹿部町長



鹿部町空き家改修支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました鹿部空き家改修支援補助金の交付について、鹿部町空き家改修支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

（不服申立て）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - （1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

鹿部町長 様

申請者

住所

氏名

㊞

鹿部町空き家改修支援補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日鹿部町 第 号指令をもって交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたので、鹿部町空き家改修支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

入居者	住所			
	フリガナ		連絡先 (電話)	
	氏名			
変更（中止・廃止）年月日	年 月 日（予定）			
変更（中止・廃止）の内容				
変更（中止・廃止）の理由				
事業費及び補助金申請額		変更前	変更後	
	総事業費	円	円	
	補助対象経費	円	円	
	補助金申請額	円	円	
※添付書類（変更となるもの）		(確認欄)		
(1)	改修工事箇所の着手前写真	<input type="checkbox"/>		
(2)	改修工事に係る見積書の写し	<input type="checkbox"/>		
(3)	改修工事に係る設計図（施工予定図）及び仕様書の写し	<input type="checkbox"/>		
(4)	その他町長が認めた書類	<input type="checkbox"/>		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

鹿部町長 様

申請者

住所

氏名

印

鹿部町空き家改修支援補助金実績報告書

年 月 日鹿部町 第 号指令をもって交付の決定の通知があった鹿部町空き家改修事業について、鹿部町空き家改修支援補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の完了年月日		
補助事業の決算額		円
決算額内訳	改修費補助	円
備考		添付書類 1 改修工事に係る契約書の写し 2 改修工事に係る請求書又は支払いを証明できる書類の写し 3 改修工事の前後の状況を確認できる写真 4 補助事業者が、申請の空き家に入居したことを確認できる住民票の写し 5 その他町長が必要と認めるもの

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

鹿部町長 様

住所
氏名

印

鹿部町空き家改修支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった鹿部町
空き家改修支援補助金を下記のとおり交付されるよう、鹿部町空き家改修支援補助金
交付要綱第11条第1項の規定により請求します。

交付請求金額	金	円
--------	---	---

〈補助金振込先口座〉

金融機関の名称		支店	
口座種別	1 普通・総合 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 号
年 月 日

様

鹿部町長



鹿部町空き家改修支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日鹿部町 第 号指令で交付決定した鹿部町空き家改修支援補助金については、鹿部町空き家改修支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

記

- 1 交付決定取消額 円
- 2 交付決定取消の内容
- 3 取消理由

（不服申立て）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- （1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

様

鹿部町長



鹿部町空き家改修支援補助金返還請求書

鹿部町空き家改修支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 9 補助金等の交付確定額